

## 〈4〉 EU と EU 企業の 対イラン米国制裁への対応動向

一般財団法人海外投融資情報財団 調査部 上席主任研究員 寺中 純子

### 1. はじめに

イラン核合意（JCPOA）の当事者である欧州3カ国（英仏独）とEUは、米国の核合意からの離脱を何とか阻止しようと、ティラーソン前国務長官率いる米 국무省のチームと精力的に協議を重ねていた。トランプ米大統領が2018年1月12日の声明でJCPOA 残留の条件として述べた、イランの長距離ミサイル開発や核施設への査察拒否に対する制裁を含み、同国の核開発の進展を防ぐ制約を無期限に課するような何らかの国際合意ができないか、可能性を探っていたのである。米 국무省によれば、ミサイル問題については大きな進展があり、査察についても一定の進展があった模様である。しかし、無期限の核開発抑制について合意を形成することができず、5月8日、トランプ大統領による核合意離脱表明と制裁復活宣言に至った。そして8月6日には、「第一陣」の制裁適用が予定どおりに開始された。

EUは、制裁解除後にイランから原油の輸入を再開し、機械類を中心とする輸出も急拡大させた。投資に関しても、実行にまで至っていないものが多いとはいえ、多数の企業が再参入あるいは新規参入を表明した。これらのビジネスが継続できるか否かは、イランにとって経済的かつ政治的に非常に重要な問題であるとともに、イランをめぐる国際情勢の今後

を左右する要素でもある。日本にとっても、米国の「同盟国」であるEUが制裁にどう向き合うかは、国として、企業として、他の国々の動向以上に気になるところであろう。

そこで本稿では、米国の二次制裁の影響を軽減しようとする動きや企業のイラン事業判断等、難しい立場に置かれているEUの動向を紹介する。

### 2. 米国二次制裁の影響軽減に向けたEUの動き

EUは、米国が核合意を離脱するまでは、JCPOAを補完する国際的な枠組みを作るべく、米国とともに解決策を探ることに注力していた。しかし、いざ米国の合意離脱が現実のものとなり、制裁が域内企業に与える影響を軽減するための方法を真剣に模索している。それは、イランを何とかJCPOAにとどまらせるための努力でもある。

5月18日、欧州委員会<sup>1</sup>は以下の4つの行動を取ることを発表した。

1. 「ブロッキング規制（Blocking Statute）」を発動できるようにするための正式な手続きを開始。
2. 欧州投資銀行（EIB）がEU企業のイランでの活動にファイナンスする際の障害を取り除く正式

<sup>1</sup> 欧州委員会は、EUの主要機関の中で唯一、新規法案を策定する権限を持つ組織。

な手続きを開始。

3. 現在イランとの間で進められている各分野（エネルギーセクターや中小企業関連）での協力や支援を継続及び強化。
4. 加盟国がイラン中央銀行向けの1回限りの銀行送金を行う可能性を探ることを奨励。

1と2については、同じく欧州委員会が6月6日に、それぞれ規則（C(2018) 3572）と決定（C(2018) 3730）を採択した。通常、欧州委員会が策定した法案は、欧州理事会と欧州議会による議論と修正を経て採決されるが、ここでは、欧州委員会の“Delegated Regulation”や“Delegated Decision”の形式が取られている。これらは、既存の規則や決定の軽微な修正等につき、欧州委員会が欧州理事会や欧州議会に権限を授けられて行うことが認められている形式である。今回、欧州委員会は、「正式な手続き」の一環として加盟国が指名した専門家と検討を行ったうえで、この形で5月18日に発表した行動を正式な決定とした<sup>2</sup>。

1の「ブロッキング規制」とは、EU人<sup>3</sup>が米国の域外適用効果を持つ制裁に従うことを禁じ、域内企業に対し、そのような制裁により生じた損害を、その損害を引き起こした者から回復することを認め、かつ、そのような制裁に基づいて下された外国裁判所のいかなる判断もEU域内では無効とすることを定めた理事会規則<sup>4</sup>のことである。本規則は、もともと1996年に米国が制定したキューバ、イラン、リビアに対する制裁法を対象としたものであった。しかしその後、米国はイランに対して数々の制裁措置を新たに制定した。そこで、今回の制裁復活に対してこの規制を用いることができるよう、同規則の対象を見直し、以下の対イラン制裁法令を対象とすることとした。

- ◆イラン制裁法（Iran Sanctions Act of 1996）
- ◆2012年度国防授權法（National Defense Authorization Act For Fiscal Year 2012）
- ◆イラン脅威削減シリア人権法（Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act Of 2012）
- ◆イラン自由及び不拡散法（Iran Freedom and Counter-Proliferation Act Of 2012）
- ◆対イラン取引制裁規則（Iranian Transactions and Sanctions Regulations, ITSR）

2で言及されているEIBは、EU加盟28カ国を株主とし、EUの対外経済協力などの政策目的を実現するために設立された銀行である。EIBは、資金を資本市場から調達し、EU予算からの割当はないが、EU予算によってEU域外での貸出業務に保証（ソブリン及びポリティカル・リスク保証）を与えられる。この保証の範囲や一般的な条件は、欧州議会と欧州理事会の決定により定められ、最近の決定は、2014年に2020年までの条件を設定したDecision No 466/2014/EUであった。その後2016年に、この条件を量的、質的に拡大する提案が出され<sup>5</sup>、その中に、EIBの融資を受ける資格のある国としてイランを加えるとの項目が含まれた。この提案内容は、すでに2018年3月に欧州議会及び欧州理事会の承認を受けていたため、6月6日には欧州委員会のDelegated Decisionの形で採択することができた。この決定が発効次第、EIBによるイランでのファイナンス活動にEU予算の保証を与えることが可能になる。

3は信頼醸成措置として行うもので、要人のイラン訪問、Development Cooperation InstrumentsやPartnership InstrumentsといったEUの既存のツールを通じた金融支援が、その例として挙げられている。4は、とくにイランと石油取引を行っているEU企業を対象としうる米国制裁が実施された場合に、つまりは11月5日以降を想定し、イラン当局が石油関

<sup>2</sup> 5月18日の発表では、欧州議会と欧州理事会に最大2カ月間の異議申し立て期間を設定しつつ、異議なしと認められる場合には2カ月が経過しないうちにも正式な決定ができるとしていた。Delegated RegulationやDelegated Decisionの採択には、通常2カ月の異議申し立て機関が認められており、今回はより迅速な決定ができる方法が取られたものとみられる。

<sup>3</sup> 「EU人」には、EU域内で法人格を取得した法人や、職業上の資格においてEU域内にいる非EU加盟国籍の個人も含まれる。したがって、EUで法人化され、あるいは登記を行った外国企業の子会社や支店、EU域内にある外国企業のEU人スタッフも対象となる。

<sup>4</sup> COUNCIL REGULATION (EC) No 2271/96 of 22 November 1996.

<sup>5</sup> この条件拡大の主たる目的は、EIUが移民問題の背景となる問題にも対応できるよう、各国の持続可能な開発に寄与することであった。

連の収入を受け取れるようにすることを目的としたものである。

EUは、これらの独自の仕組みづくりと並行して、米国に対する要請も続けている。6月4日、仏独英3カ国の外相及び経済担当大臣とEU外務・安全保障政策上級代表が連名で、米財務長官と国務長官宛に、米国の二次制裁がEUの組織や人物に執行されないよう要望する書簡を送った。書簡に列挙された要望は下記のとおりである（表1）。そして、これらの要望は第一弾に過ぎず、今後、欧州企業が米財務省外国資産管理局（OFAC）に対してさまざまな要望を直接提出する際には、当局としてそれらの手続きを支援する考えであることも併せて示された。

表1 欧州から米国への要望事項（外相書簡）

	要望事項
1	制裁解除後に契約を開始または締結したEU企業に対する米国制裁の適用免除。
2	米国の二次制裁が適用されない事業分野（医薬品、医療等）についての公的な確認と、主要分野（とくにエネルギー、自動車、民間航空機、インフラ）における経済関係を認める制裁適用免除の付与。
3	イランとの銀行及びファイナンスチャネル維持のための制裁適用免除の付与。とくに、イラン中央銀行や、EUの制裁対象となっていない他のイランの銀行との関係維持や、これらの銀行への金融メッセージサービス（SWIFT）の維持。
4	最終的にイランからの撤退を選択した企業に対し、関係するプロジェクトを適切に終了させる十分な時間を与えるための、制裁適用までの猶予期間の延長や調整。
5	米国企業の外国子会社にイラン事業継続を認める一般ライセンスHの延長。
6	大使館の銀行口座に対する制裁適用免除の再確認。

出所：2018年6月4日付、欧州3カ国のJCPOAに関する共同書簡

### 3. EUの行動の効果

「ブロック規制」は、1996年の制定以来発動されたことがなく、その実効性が疑問視されている。そのため当初は、企業が損害を回復するまでのプロセスの不透明さやそれに要する時間やコスト、外国裁判所の判断を無効とするこの意味等を考え

ると、米国制裁の前には企業を保護する措置として無力なのではないか、との疑念が多く聞かれた。しかし、いざこれを適用する準備が進められる段階になり、今度は、この規則がむしろEU企業の悩みを増すものではないかとの声が上がってきている。

たとえば、本規則には、米国の制裁に従わないことが自らまたはEUの利益に深刻な損害を生じる場合、そのEU人は米国制裁を全部または部分的に遵守することを認められる可能性があるとの規定がある。しかし、そのための申請手続きや、どの程度の損害が「深刻」と認められるかは、明確に示されていない。この点については、より詳細な説明を含む委員会実施規則が8月3日に制定されたが<sup>6</sup>、企業側が立証すべき内容が難しく、損害度合いの評価に客観基準がない等、課題が残されているようにみえる。

英国の金融業界団体であるUK Financeは、この規則によって、金融機関がEU人から損害賠償を請求される民事訴訟リスクが重大なものになったとみている。また同団体は、本規則が、ファイナンス契約においては一般的な制裁特約条項や表明保証条項を求めることまで制限しているのかについても、欧州委員会が解釈を示すべきだ等と主張している<sup>7</sup>。さらに、本規則は遡及効果を持つ（規則制定前の契約等にも適用される）のかについても明確でない等、企業の不安を軽減し、本来、目的とする「保護」の力を発揮するには、課題が多いといえる。

イラン側の反応をみても、EUの策が実効性に欠けていることが窺える。EUがブロック規制とEIBによるファイナンスについての規則と決定を出してから1カ月後、イランのロウハニ大統領はメルケル独首相との電話で、EUが提案したパッケージは実務的な解決や協力のための方法になっていないと評価した。翌7月6日に行われたJCPOA参加各国の外相による協議を経ても状況は変わらず、同月末、ロウハニ大統領は、「ボールは欧州の側にあり、残された時間は限られている。」等と述べ、欧州が早急に具体的な行動を示せなければ核合意の将来が危うくなると警告した<sup>8</sup>。

イランに努力を認められない一方で、米国にも

<sup>6</sup> Commission Implementing Regulation (EU) 2018/1101 of 3 August 2018.

<sup>7</sup> UK Finance, “The EU Blocking Regulation – Issues and Considerations for the Financial Services Sector”, July 11, 2018.

<sup>8</sup> “Iran Cautions EU to Take Action in Support of N. Deal in Short Time Left”, Fars News Agency, July 31, 2018.

EUの要請は届いていない。表1の書簡に対し、米  
 国務長官と財務長官は、それを却下する旨、7月半  
 ばまでに正式に回答した。その回答書簡には、米国  
 は制裁を通じてイランの体制にかつてなく強い金融  
 的圧力をかけようとしており、その方針に例外を  
 設けることは、それが米国の安全保障にとって明ら  
 かに益になるという極めて特別な状況下でしかあり  
 得ないことが説明されていた<sup>9</sup>。

有効な策が見つからない中で、EUの中からも、EU  
 が決めた行動を阻む動きが出てきた。EIB 総裁が、  
 イランは同行が積極的な役割を果たせる場所ではな  
 いと述べたのである<sup>10</sup>。たしかに、欧州委員会が EIB  
 のイランを含む域外ファイナンス業務に対する EU  
 保証を検討した会議では、EIB が同行としての整合  
 性や信頼が十分に守られるような方針を採り続ける  
 ことを改めて確認していた。また、採択された決定  
 の中でも、同決定が EIB によるイランでのプロジェ  
 クト支援を何ら約束するものではないとし、そのよ  
 うなオペレーションを行うかどうかの判断は EIB  
 経営陣の権能に属すると断っていた。EU としてイ  
 ランとの経済関係を維持する諸策を講じても、その  
 実施が最終的には個別企業の判断に委ねられるとな  
 ると、次節に述べるような状況の下で、それらの目  
 的達成には自ずと限度があろう。

#### 4. EU 企業のイラン事業判断

EU による善後策の模索が明るい見通しを持ってな  
 い中、制裁解除後にイランとビジネスを開始した域  
 内企業の多くが、事業から撤退する方向に向かっ  
 ている。1年前の本誌で制裁解除後の各国の対イラン  
 ビジネス動向を紹介したが、そこで取り上げた企業  
 を中心に、その後の動きをまとめてみる（表2）。

##### <フランス>

8月に米国の制裁適用が再開された自動車産業の  
 関連では、イランの自動車企業上位2社とそれぞれ  
 合弁会社を設立し、生産や販売を開始していた PSA  
 グループが、比較的早い段階で事業の停止手続きに

入った。同社は、国際戦略における鍵となる地域と  
 して北米市場に戻ることを計画しており、「イランを  
 取るか、米国を取るか」の選択の結果とみられる。  
 一方、イラン産業開発・革新庁（IDRO）との共同生  
 産で今年から自社ブランド車を販売する予定であっ  
 たルノーは、1980年代に米国市場から撤退してお  
 り、6月時点では社長が「規模は縮小しても撤退は  
 しない」と発言していた<sup>11</sup>。しかし、7月下旬には、同  
 社は米国制裁を完全に遵守し、イランでの事業を停  
 止する見込みであることが、アナリスト向けの説明  
 で明らかにされた。

表2 動きを紹介する企業

国	企業	イラン事業分野
フランス	PSA グループ	自動車
	ルノー	自動車
	エアバス	航空
	ATR	航空
	トタル	石油・ガス
	Bpifrance	金融
	CMA CGM	海運
ドイツ	ダイムラーAG	自動車
	フォルクスワーゲン	自動車
	Wintershall	石油・ガス
	Euler Hermes	金融
	Allianz	金融
	DZ Bank	金融
	EIH	金融
	ドイツ連邦銀行	金融
	シーメンス	列車、機械、電力
イタリア	ENI	石油・ガス
	Fincantieri	造船
	SACE	金融
	SIMEST	金融
	Invitalia Global Investment	金融
	Ferrovie dello Stato	鉄道
	Denikon	電力

出所：各社プレスリリース、各種報道

航空機産業では、エアバスと、同グループ及びイ  
 タリアのレオナルド S.p.A. が半数ずつの株式を保

<sup>9</sup> Nick Wadhams, “Mnuchin, Pompeo Reject European Bid for Iran Waivers”, Bloomberg, July 14, 2018.

<sup>10</sup> Robin Emmott, Alissa de Carbonnel, “European Investment Bank casts doubt on EU plan to salvage nuclear deal”, Reuters, July 18, 2018.

<sup>11</sup> “Renault to remain in Iran despite risk of US sanctions, CEO says”, France 24 (AFP), 2018.6.15.

有する ATR が、イランへの航空機供給契約を結んでいる。フランスとイランは、両国運輸関係者による作業部会を結成し、これらの契約どおりに航空機を供給できる方法を今年1月から探ってきた。しかし、昨年3月までに100機の供給契約のうち3機を引き渡していたエアバスは、「残り97機を引き渡すことはできないだろう」との見通しを示している<sup>12</sup>。ATRは、制裁適用が再開される直前の8月5日に5機を納入し、20機の供給契約のうち13機までを納入しているが、CEOが「わが社は米国の当局と衝突して株主を米国制裁のリスクにさらすようなことはしない」と述べている<sup>13</sup>。OFACがライセンスを発行しない限り、イランへの航空機供給は行えないとの姿勢である。

11月に制裁適用が再開される予定のエネルギー、金融、海運の分野でも、事業からの撤退や保留という判断が示されている。総額50億ドル弱という大規模な天然ガス開発契約を締結していたトタルは、米国の二次制裁から自社を守る特別な免除が得られない限り、制裁適用が開始される11月4日までにすべての関係事業から撤退する旨を早くから表明していた。一方イランも、制裁解除後の象徴的な外資による大規模プロジェクトとして本件を重視し、5月末には石油相が60日以内に態度を明確にするよう迫っていた。結局、米国からの特別な免除は得られず、8月下旬、撤退が正式に発表された。2018年から毎年上限5億ユーロをフランス企業によるイランでの投資プロジェクトにファイナンスする計画であった公的投資銀行Bpifrance (BPI) は、今年5月末か6月頃にもその仕組みを立ち上げるとしていた。しかし、あるフランス政府高官はBPIのプログラムだけでは大企業のイラン投資を実現できないと述べており、同スキームは保留になったとも伝えられている<sup>14</sup>。海運会社のCMA CGMも、7月に、イラン向けサービスを終了することを決めたと発表した。

## <ドイツ>

自動車企業としては、ダイムラーAGがイラン企業との合弁でトラック及びその部品を現地生産し販売する契約を締結しているほか、フォルクスワーゲンが輸入車販売を開始しており、後者は近い将来にイラン国内での自動車生産も予定していた。両社とも米国に製造拠点をもち、販売先の市場としても一定の事業を確立していることから、状況を慎重に観察し、展開を見極めるとの姿勢である。鉄鋼企業のSMSグループは、昨年7月に同社の技術を用いた製鉄プラントを稼働開始させ、今年1月にはテヘランで開催された鉄鋼市場展覧会にも出展していたが、同5月に撤退方針を明らかにした。

石油関連では、BASFの子会社であるWintershallが4油田の調査に関する業務協力覚書をイラン国営石油会社(NIOC)と交わしており、そのうち1油田の開発について、今年1月末に具体的な提案を提出した模様である。同社は、6月時点では事業継続の可否を明らかにしていなかった。しかし、8月に入り、NIOCとの協議で経済的条件が明らかにできず、政治的な状況もイラン事業への関与をきわめて難しくしているとの理由で、近く失効する覚書を更新せず、新規事業にも着手しない方針を表明した<sup>15</sup>。同社は、ロシアのガスピロムと長年の協力関係にあり、昨年8月に米国がCAATSA<sup>16</sup>(イラン、北朝鮮、ロシアに対する制裁を定めた法律を制定した際にも、ロシアから欧州への天然ガスパイプラインプロジェクトの実施に意欲を示していた。その少し前には、イランのプロジェクトにも同社と手を携えて参加する可能性を表明していた。そのWintershallでも、イラン事業の継続は難しいとの判断に至った。

金融関係では、2016年6月にイラン向けの信用リスクカバーを再開したEuler Hermesが、今年5月(米国の核合意離脱後)に、プログラムを当面維持し、企業からの申請を受け付けると発表している。なお、Euler Hermesは、今年4月にAllianzが94.91%の株式と議決権を持つ大株主となったが、その

<sup>12</sup> “Airbus may not be able to deliver ordered passenger airplanes to Iran”, Wing Herald, 2018.6.16.

<sup>13</sup> “ATR Distances Itself From Iran”, Radio Farda, July 4, 2018.

<sup>14</sup> “Export finance won't save Iran business - French official”, Reuters, May 15, 2018.

<sup>15</sup> “Wintershall Says Not to Pursue Further Projects in Iran”, Sputniknews, August 2, 2018.

<sup>16</sup> The Countering America's Adversaries Through Sanctions Act.

Allianz は、米国が設定した期間内にイラン事業を撤回する計画を検討中であるとしている<sup>17</sup>。

欧州各国の企業のためにイランとの取引を開始していた DZ Bank と EIH（欧州イラン商業銀行）は、対応が分かれている。前者が7月からイラン関係の金融取引を完全に停止すると発表した一方、後者は、状況を注視しつつ、当面はこれまでどおりのサービスを提供するとしている。ただし EIH も、欧州の他の銀行の経営方針や決定により支払いに支障を来す可能性を示唆している。

ドイツ連邦銀行（Bundesbank）は、制裁に関しては EU が制定するもののみが決定的な意味を持つとの立場を示していた<sup>18</sup>。しかし、7月に現金引出に関する条件を厳格化し、金額が極端に大きい等の一定の場合には、受取人に対して金融制裁やマネーロンダリング規制に準拠していることを示す証拠の提出等を求めることを明らかにした。この新規則は8月25日から適用されるが、これにより、イランが求めていた EIH からの3億ユーロの現金引出が難しくなると見られる<sup>19</sup>。また、この措置を受けて、在ドイツ米国大使館が「緊密なパートナーシップが結果を生んだ」旨のツイートをしており、背景に米国からの圧力があつたことも窺える。

シーメンスのイラン事業には、直接には米国制裁の対象となっていない分野のものも含まれるが、同社は、米国の意向には逆らえず、イランとの新規事業はできないとの見解を早い段階から示していた<sup>20</sup>。同社は今年10月から事業カンパニー制を導入する予定で、売上規模が最大の「ガス・電力カンパニー」の本社機能を米国に置くことにしている。グローバルな事業展開を進める企業として、上述の見解が出てくることは頷ける。

## <イタリア>

石油・ガス会社の ENI は、昨年6月に NIOC と油

ガス田開発の評価実施について覚書を交わしているほか、月200万バレルの原油をイランから輸入する契約を締結している。しかし同社は、イランで新規事業を実施する計画はなく、原油輸入契約も今年末で切れると説明している<sup>21</sup>。ENI が30%強の株式を保有する石油・ガスの掘削サービス会社 Saipem は、油ガス田の評価実施や製油所回収、パイプラインプロジェクトに関する覚書をイラン側と交わしている。同社のイラン事業に対する明確な態度は伝えられていないが、今年7月に相次いで米国企業と共同プロジェクト実施の覚書や独占的協力協定を結んでいる。

造船の Fincantieri は、複数のイラン企業と商船建造や修繕等に関する協力枠組みで合意していたが、今年7月、子会社の Fincantieri Marinette Marine が米国企業主導のコンソーシアムに参加し、米国政府の調達事業を受注した。しかもその調達事業は、サウジアラビアに対する米国の対外有償軍事援助プログラムの一環である。この状況で、同社がイラン事業に関わることは考えられない。

金融関係では、2016年の制裁解除以降、イラン向けファイナンスに積極的だった輸出信用保険会社 SACE の動きが止まっている。同社の株式を100%保有する CDP（預託貸付公庫）の監督委員会委員長はイタリアーイスラエル国際議員グループ副会長を務める人物で、イラン向けファイナンスの実施は CDP の信用を失墜させると主張している。イタリアは昨年末、2018年予算法内に、イタリア企業による FATF<sup>22</sup> 高リスク国（イランを含む）への輸出等を促進するための特別規則を制定したが、その際にも同氏は、そのスキームに SACE を関与させることを拒否した<sup>23</sup>。代わりにその役目を果たすこととなったのは、イタリア投資誘致・事業開発公社 Invitalia 傘下に新たに設立した Invitalia Global Investment (IGI) であった。しかし、まだ IGI のスキームは用いられ

<sup>17</sup> “Allianz making plans to wind down Iran business”, Reuters, May 15, 2018.

<sup>18</sup> “Iran sanctions shadow falls on smaller German banks”, AFP May 27, 2018.

<sup>19</sup> EIH は、イランの3つの銀行（鉱工業銀行、Mellat 銀行、Tejarat 銀行）が所有する銀行であるが、ハンブルグで登記しており、その業務はドイツ連邦銀行の監督下にある。

<sup>20</sup> CNN, May 14, 2018.

<sup>21</sup> “Italy's Eni says it has no material exposure to Iran”, Reuters, June 6, 2018.

<sup>22</sup> Financial Action Task Force on Money Laundering. 「マネーロンダリングに関する金融作業部会」と呼ばれる国際的な政府間機関。

<sup>23</sup> Cinzia Bonfrisco, “Perché l'accordo Italia-Iran è un (grave) errore. Lo spiega Cinzia Bonfrisco”, Formiche, January 13, 2018.

ていない<sup>24</sup>。SACEと同じCDPグループのSIMEST（イタリア海外進出企業促進会社）は、今年6月にもイランを含む11カ国の海外案件にファイナンスを実施したと発表しているが<sup>25</sup>、詳細は不明である。

国有鉄道のFerrovie dello Stato（FS）は、高速鉄道建設や技術協力等の協定をイラン国鉄と結んでいたが、その後、イラン事業に関する具体的な動きはない<sup>26</sup>。今年7月、資源・原料取引や再生可能エネルギー案件等を手がけるDenikonが、中国のSinoteel Corporationと組んで太陽光発電プラント建設の覚書に署名したのは、珍しく前向きの動きであった<sup>27</sup>。

## 5. 難しいEUの立場

8月6日に米国が「第一陣」の制裁適用を再開させたことを受け、EU並びにフランス、ドイツ、英国の外相は即座に共同声明を發出し、遺憾の意を表すとともに、米国以外のJCPOA当事国は、引き続きイランとの有効な金融チャネルを維持し、イランが原油や天然ガスの輸出を継続できるように働きかけていく意向を明らかにした。そのために、EUや仏独英以外の諸国とも閣僚級レベルで協力していくとも述べた。そして翌7日には、6月6日に採択していた改訂版のブロッキング規制を発効させた。しかし、EUがそのような策を講じようとしていることは分かったうえで大多数の企業が撤退方針に傾いていることは、これまで見てきたとおりである。

8月6日に適用を再開する制裁を列挙した米国の「新イラン大統領令」（大統領令13846号）は、その目的を、イランによるあらゆる種類の脅威に対して包括的かつ持続的な解決をもたらすため、イランの体制に金融的な圧力をかけることであると述べている。その意思是、同大統領令が、過去の制裁を単純に再開するにとどまらず、一部において、より厳しいものとなっていることに表れている。11月5日までは、今は米国内資産凍結の対象となっているだけのイラン政府機関やイラン金融機関がSDNリス

トに再掲載される可能性も大きい。さらに、核関連の制裁とは別種の動きであるが、米財務省FinCen<sup>28</sup>の新規則により、米国の金融機関が今年5月11日までに従来以上に厳格な顧客管理体制を整えるよう要請されていたことにも留意する必要がある。

そうした中で、EU企業が米国の二次制裁よりもEUのブロッキング規制に従うとすれば、EU規制への違反が米国の制裁を受ける以上に大きな不利益になる場合であろう。この点につき、EU規則違反に科される罰則は加盟国の権限に委ねられており、違反が刑法上の罪になる国もあれば、行政処分のみのも国もある。ブロッキング規制は、各加盟国が実効的で相応の、かつ抑止効果のある罰則を決定すべしと定めているが、米国当局による罰金はもとより、米ドル利用ができなくなるリスク以上の罰則がEU内で設けられるとは考えにくい。

上述のFinCenの動きと同様に、マネーロンダリングや金融テロリズム対策との関連では、FATFとイランの関係にも注意しなければならない。FATFは、イラン政府や国会の金融テロ対策姿勢を歓迎し、2016年6月からイランへの対抗措置を停止していたが、今年6月の会合ではイランの姿勢に失望を表明し、10月までに関連の法整備が実現しなければ必要な措置を取ると警告した。先に紹介した、EIBのイラン向けファイナンスに関する欧州委員会の決定には、EUが一般的にFATFのガイダンスに従う旨が明記されている。仮に10月時点でFATFがイランへの対抗措置を復活すれば、11月5日に再開される「第二陣」の米国制裁適用と相まって、EUとイランとの金融取引に障害がまた増えることになる。

政治的な要因に加え、イランへの経済的な関与は、イラン自身の経済状況によっても難しさを増している。とくに最近の通貨リアルルの暴落ぶり、為替市場の不安定さは、あらゆる規模、業種の企業に敬遠される要素である。さらに、対外経済関係を重視する現政権の経済運営を批判し、保守強硬派や宗教指導者が経済チームの入れ替えを要請するようなイラン

<sup>24</sup> Robin Emmott, Alissa de Carbonnel, “European Investment Bank casts doubt on EU plan to salvage nuclear deal”, Reuters, July 18, 2018.

<sup>25</sup> 同社ホームページ上 2018年7月5日付ニュース。

<sup>26</sup> 直接イランとのビジネスではないが、今年7月、イタリアからトルコ経由でイランや中国までの貨物輸送の拠点となるアゼルバイジャン-ジョージア-トルコの貨物鉄道開発につき、アゼルバイジャン鉄道と合意している（“Gruppo FS Italiane: due accordi firmati in Azerbaijan”, Ferrovie.info, July 19, 2018.）。

<sup>27</sup> “Italy, China to build solar power plant in Iran”, Islamic Republic News Agency, July 8, 2018.

<sup>28</sup> Financial Crimes Enforcement Network. 金融犯罪対策の部署。

国内の状況は<sup>1</sup>、投資家に不安をもたらす。

EUにとってイランは1%にも満たない貿易パートナーであるが、イランにとってEUは輸出入とも十数%のシェアを占める重要な存在である。質の高い商品や技術あるいは雇用機会の提供という観点からも、イランのEU企業への期待は大きい。EUには、国際P&IクラブやSWIFTのように海運保険や金融サービスの分野で世界市場を席卷する組織が存在しており、これらのサービス停止は世界中の対イラン取引に影響を与える。イランは、海運保険が関係ない陸続きの近隣諸国や、米ドル経済への依存度が低い国や企業との取引は続けられるかもしれない。しかし、上述したEUとの経済関係の重要性を考えれば、それが完全に制裁解除前の状況に戻った場合、イランの現政権がJCPOAにとどまる意義を国内的に納得させることはきわめて困難であろう。

そして、苦境に立たされたイランが自国の軍事力や地域における影響力を誇示する行動を頻発させるようになれば、EUとしても看過することはできない。仏独英の外相が米国に対して二次制裁の適用免除を求めた6月4日付の書簡でも、当該3か国とEUはイランの弾道ミサイル開発や地域を不安定化させる行動についての懸念を米国と共有し、それらの問題の迅速な解決に向けて米国と協力して臨むと述べている。しかし、JCPOAを維持する（イランを脱退させない）目的でのそうした行動は、EUとイランとの対立を深めるリスクも孕む。

EUは、米国二次制裁の影響を排除したい意向と制裁に従わざるを得ない域内企業の利益保護との間で、また、JCPOA維持の方向を探るため米国と協力する必要とイランの合意離脱を思いとどまらせる必要との間で、難しい立場に置かれている。

<sup>1</sup> “Iran's parliament urges Rouhani to change economic team”, Tehran Times, June 27, 2018; “Senior Cleric Calls for Iranian Gov't's Economic Reshuffling to Defy US Sanctions”, Fars News Agency, July 27, 2018.